

「維持管理及び補修内容一覧表」

		甲の負担	乙の負担(瑕疵に基づく)
本体関係	躯体	- カーペット、シート床材の修理、取り換え - 室内の金物類(ペーパーホルダー、カーテンレール等)の修理、交換	- 基礎、土台、屋根、樋、柱、梁 - 天井、床、壁 - 雨漏り、漏水
	建具関係	- 建具の金物類の修理、交換 - 網戸の修理、交換 - 錠前、把手の修理、交換 - ガラスの(破損)交換 - 室内カーテンの取り換え	- 建具 - サッシ(引き違い戸・窓・網戸)
敷地		敷地内の整理、整頓、清掃、保全	
付帯設備	電気消防関係	- 照明器具、換気扇等の修理交換 - 付属品(コンセント、スイッチ、ヒューズ、ソケット、アンテナ等)の修理交換	配線・開閉器・配電盤・TV受信設備
	給排水設備・その他	- 水栓のパッキンの取り換え - 流し台及び浴室の排水目皿の取り換え、清掃 - 排水管、汚れ升の清掃 - エアコンのフィルター清掃 - 受水槽、浄化槽の保守管理 - 防虫駆除 - 凍結による給水管の破損	給水設備(配管・水栓) 排水設備(配管・会所枡) ガス設備 ユニットバス 流し台・ガス台・機器類

以下に掲げる内容については、原則として甲の責任と負担において補修を行うものとする。

- ・使用者及び第三者の故意、または過失によるもの。
- ・甲の支給材料及び機器類、又は使用者による工事もしくはこれに起因するもの。
- ・構造、仕様及び設備に影響を及ぼす、乙が直接請け負っていない増改築、補修等に起因するもの。

※甲の責任において行うものにあっても、甲の依頼により乙が行い、その費用負担を甲が行う場合がある。